

金融商品の勧誘方針

「金融サービスの提供に関する法律」（平成12年法律第101号）の施行にともない、当社は下記の6項目を勧誘方針と定め常にお客さまの立場に立って金融商品の適正な勧誘を行ないます。

1. お客さまの金融商品に関する知識や購入経験、購入目的および財産の状況に応じて適切な金融商品の販売に努めます。
2. お客さまに金融商品の特性やリスク内容などの重要事項を十分にご理解いただけるよう説明し、適切かつ正確な情報提供を行ないます。
3. お客さまに重要事項に関し事実と異なることを告げたり、断定的判断を提供したり、お客さまの誤解を招く説明や不正行為は一切行ないません。また営業活動で知り得たお客さまの個人情報を守りお客さま情報の適正な管理を行ないます。
4. 営業活動にあたりお客さまの生活・業務を十分に配慮したうえで時間帯や勧誘場所の設定を行ないます。
5. 金融サービスの提供に関する法律、保険業法、消費者契約法その他の各種法令・諸規則を遵守し公正な営業活動を行ないます。
6. 本勧誘方針を適正に確保するため金融商品に関する研修会・勉強会などを通じ自己研鑽に努めるとともに社内ルールの整備に努めます。